

第2章

基本理念

第2章 基本理念

1 趣旨及び目的

平成14年（2002年）に策定された国の基本計画では、「地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野及び立場において、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待する。」としています。

これを受け本市では、「人権教育のための国連10年」に関する富山市行動計画に基づき、人権教育・啓発を総合的に推進してきましたが、「人権教育のための国連10年」が平成16年（2004年）に終了し、平成17年（2005年）から新たに「人権教育のための世界計画」がスタートしたことや、富山市行動計画の策定以後に女性・子ども・高齢者・障害のある人など個々の人権問題に対応するための法律等が順次整備されてきたことなども踏まえて、人権教育・啓発推進法及び同法に基づく国の基本計画の趣旨に沿って富山市行動計画の内容を見直し、平成21年（2009年）に「富山市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、様々な取組を実施してきました。

しかし、少子高齢化、国際化、情報化など社会情勢の大きな変化にともない、新たな人権問題が生じていることから、市民の人権に関する意識や実態、ニーズを把握するために実施した人権に関する市民意識調査の結果等を踏まえ、新たに「富山市人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的考え方、各分野の現状とその解決への方向性・取組などを明らかにして、人権に関する施策を総合的に推進していく指針となるものです。

2 基本目標

一人ひとりの人権が互いに尊重される社会は、市民一人ひとりの努力によって築き上げられていくものであり、私たちが自ら人権尊重の担い手であることを認識し、人権教育及び啓発に主体的に取り組むことが、最も必要なことです。

そのためには、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、人権尊重の行動が社会全体に浸透した豊かな社会、いわゆる「人権という普遍的文化が構築された社会」を築くように努めなければなりません。

このような視点に立って、人権教育・啓発活動を推進するとともに「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現」を基本目標とします。

3 基本方針

基本方針としては、次の3つを柱として、目標実現への取組を行います。

(1) 生涯学習の視点に立った人権教育の推進

「人権という普遍的文化が構築された社会」の実現には、市民一人ひとりが、人権に関する様々な問題に気付き、生涯にわたってあらゆる場を学習の機会ととらえ、自発的な参加と常に自らの問題として人権について考える習慣を身に付けることが大切です。

そのため、学校教育においては、あらゆる教育活動に人権教育を位置づけ、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら、子どもの立場に立った人権教育を推進する中で、人権問題を自らの問題としてとらえ、主体的に解決する方法を考え、共により良く生きるために実践できる子どもの育成を目指します。

また、社会教育においては、学校、家庭、地域との連携の他、NPO等の諸団体及び関係機関と連携を図りながら、学習情報の提供、学習相談体制の整備・充実に努めるとともに、公民館における教室・講座や自主サークル等の市民の生涯学習の場を通して、人権に関する学習機会を提供することにより、自発的に人権問題について真摯に考え、問題解決に取り組む意欲と実践力のある市民の育成に努めます。

(2) 多様性や互いの価値観を認め合う共生の心を育む

私たちの中には、異質なものに同化を求めたり、それにそぐわないものを排除したりする意識が根強く存在しており、様々な人権問題の要因にもなっています。

また近年、グローバル化により異なる文化や慣習に触れる機会が増え、少子高齢化の進行など、これまで経験しないような社会構造の変化に直面する中で、物事に対する価値観の複雑・多様化等も進んできています。

これらに対応していくためには、偏見や先入観、固定観念を払拭するなど、多様性や互いの価値観を容認し人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切であり、共生社会を構築するためには、すべての人々が、差別し合うことなく、互いに人権を尊重するという意識の高揚を図り、やさしさと人を思いやる心、違いを認め合う寛容な心などを醸成することが何よりも重要です。

(3) 相互連携による効果的な人権教育・啓発の推進

人権尊重の社会を実現するためには、家庭、学校、地域、職場、行政等が、それぞれの役割をしっかりと果たすとともに、相互に連携しながら、効果的な人権教育・啓発を推進することが大切です。

社会の基礎となる家庭においては、家庭生活の中での大人の意識や態度が、子どもの成長や発達のうえで大きく影響を与えることを認識し、良好な親子関係を築く中で、互いの人権を尊重する意識を培うことが大切です。

学校は、友達との人間関係を通じて社会性が培われる場であり、心身の成長に合わせて実践的な人権教育を積極的に推し進めることが重要です。

地域は、子どもから大人まで世代交流する場であり、様々な地域活動を通して一人ひとりの人権が尊重される意識を醸成することが大切です。

企業においては、憲法で保障された職業選択の自由の確保のために、差別のない公正な採用選考や人権尊重の精神に基づいた相互に信頼し合える人間関係の形成が求められており、これらの観点に立った施策が必要です。

行政においては、人権問題が様々な場面にあることから、職員が人権問題を正しく理解することが重要であり、豊かな人権感覚と感性を身に付け、人権尊重に対する適切な認識のもとに業務を遂行するよう研修の充実に努めていきます。

4 計画の性格

本計画は、本市が推進する様々な施策及び諸計画に対し、人権尊重の理念に基づく基本指針としての性格を有するものです。

また、「人権教育・啓発推進法」第5条の趣旨を踏まえ、国が策定した基本計画と連携するとともに地域の実情を踏まえたものです。

本計画を踏まえ、現在既に実施されている諸施策及び今後実施しようとする諸施策を通じて、人権尊重の理念が広く市民の間に浸透し、実効性が確保されるよう努めるとともに、市政の推進にあたっては、常に人権の視点に十分留意していくこととします。

5 計画期間

計画期間は定めず、本計画の実施状況や社会情勢の急激な変化等により特に必要と認められる場合は、その都度見直しを行います。